

農業振興地域整備計画を変更した旨の公告（12条公告）

今治市公告第37号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、今治農業振興地域整備計画を変更したので、同法第13条第4項の規定において準用する同法第12条の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和8年2月2日

今治市長 徳永 繁樹



- 1 変更後の農業振興地域整備計画の縦覧場所
今治市役所農林水産課 今治市別宮町1丁目4番地1
- 2 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見及び処理結果
なし

※編入

番号	変更目的	土地の所在	全体面積 (編入面積) (㎡)

※除外

番号	変更目的	土地の所在	全体面積 (除外面積) (㎡)
1	社員駐車場	今治市宅間字山崎甲2143番	33 (33)
		今治市宅間字山崎甲2144番	16 (16)
		今治市宅間字山崎甲2145番	16 (16)
		今治市宅間字山崎甲2154番	195 (195)
		今治市宅間字山崎甲2157番	181 (181)
		今治市宅間字山崎甲2158番	357 (357)
2	農家住宅敷地拡張	今治市旦字畔田甲307番5	122 (122)

(別紙)

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見及び処理結果について

1 意見の募集期間：令和8年1月6日～令和8年1月20日

2 意見の要旨及び処理結果

意見の要旨	提出数	処理結果	意見処理内容
意見なし			

※処理結果区分

- A 対応(反映)済み：農業振興地域整備計画の変更既に記載済みのもの
- B 対応(反映)する：文書の修正、記述の追加など農業振興地域整備計画に反映させたもの
- C 事業対応(検討)：今後、農業振興施策を展開する中で検討すべきもの
- D 対応(反映)困難：諸般の事情により対応が困難なもの
- E その他：情報提供、感想、質問、今回の件に関係ないもの